

静岡県駿河待機児童園 重要事項説明書

令和6年4月1日作成

1 施設運営者

名 称	静岡市
代表者氏名	市長 難波 喬司
所在地	静岡市葵区追手町5番1号
電話番号	054-354-2636 (こども園課)

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	乳児・幼児に対する保育の実施
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び子ども・子育て支援法その他関係法令及び関係条例を遵守します。 ・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に提供するよう努めます。 ・園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 園の概要

施設の種類	小規模保育及び一時預かり保育を提供する施設
開設年月日	平成27年4月1日
施設の所在地	静岡市駿河区登呂三丁目2番29号
電話番号	駿河 054-289-8022
管理者 (令和6年度)	園長 青山 倫子
利用定員	小規模保育事業 (18人) 一時預かり事業 (54人)
嘱託医等 (令和6年度)	園内科医 キッズクリニックさの 佐野 正 電話 054-237-1134 園歯科医 遠山歯科医院 遠山 孝之 電話 054-252-5395 園眼科医 たの眼科クリニック 田野 貴俊 電話 054-236-5030 園耳鼻咽喉科医 ほんまファミリークリニック本間 博臣 電話 054-201-9070 園薬剤師 あおば薬局中央店 坂井 美文 電話 054-653-567

4 施設・設備等の概要

(駿河)

敷地面積	1,250 m ²
建物	軽量鉄骨造 平屋建て 延床面積 570.2 m ²
主に使用する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室・ほふく室 4室 面積 177.4 m² ・保育室 2室 面積 68.0 m² ・園庭 面積 115.0 m²

5 職員の状況（令和6年4月1日）

駿 河	
職 名	人数
園長	1 人
保育教諭	16 人
調理員	4 人
事務員	1 人

6 保育を提供する日等

保育を提供する日			月曜日から土曜日まで。ただし、祝日法に規定する休日、12月29日から1月3日までの日を除く。
保育を提供する時間	小規模保育事業	保育標準時間	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間
		保育短時間	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	一時預かり事業		午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間
時間外保育			開園日・開園時間の範囲内で実施

7 提供する保育等の内容

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）、静岡市立こども園における教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成・実施に係る指針に準じ全体的な計画を作成し、保育の提供を行います。

(1) 主な年間行事（予定）

駿 河	
4月	入園・進級おめでとうの会 保育参加会（通年） 避難訓練（毎月） 身体測定（毎月） おたのしみ会（随時）
5月	内科健診
6月	プール開き・歯科検診
7月	七夕会・おひさま美術展
8月	
9月	プール納め・フェスタおひさま
10月	歯科検診
11月	内科検診・おひさま美術展・勤労感謝
12月	クリスマス会・眼科検診
1月	おめでとうの会・耳鼻科検診
2月	節分（豆まき）・おひさま美術展
3月	ひな祭り・卒園お別れの会

(2) 毎日の保育の流れ

時刻	予 定
----	-----

7:00	開園 登園（保育標準時間）
8:30	登園（保育短時間）
9:30	おやつ あそび（散歩、室内・戸外あそび、手あそび、絵本など）
11:00	昼食準備 昼食
12:00	午睡準備 午睡
14:30	目覚め
15:00	おやつ、あそびなど
16:30	降園（保育短時間）
18:00	降園（保育標準時間）

（3）食事の提供

給食等の方針	献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものとしします。また、子どもの身体的状況や嗜好を考慮して食材選びや調理方法を工夫します。
昼食及びおやつ等	<p>昼食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎登園日に提供します。 ・本園の昼食は園内で調理したものです。 ・昼食の献立は毎月の献立表により保護者にお知らせします。 <p>おやつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9時30分頃及び15時頃に在園している子どもには、おやつを提供します。 <p>軽食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外保育により19時まで在園する子どもに対して、18時頃に軽食を提供します。
アレルギー等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にお知らせください。 ・アレルギーのあるお子さんは、「未就学児用食物アレルギー・アナフィラキシー生活管理指導表」を医師に書いてもらい、それを基に保護者と園で相談をします。 ・保護者と園で相談の上、その食材を使った料理の除去など可能な範囲で必要な対応を取ります。 ・アレルギー品目が多いなど、料理の除去では対応しきれない場合には、家庭から弁当持参をお願いすることがあります。 ・原則として、個々に特別な献立を用意することはできません。

（4）健康診断等

ア 内科・歯科等健診	各々年2回、嘱託医が実施します（眼科、耳鼻咽喉科は年1回）。
イ 尿検査	年1回、検査機関に委託し実施します。
ウ 身体測定	毎月1回、身長・体重の測定を行います。

8 保護者の負担

(1) 利用者負担額（保育料）

0歳から2歳の乳児（クラス年齢）で、第2子以降の保育料を世帯の所得や、きょうだいの年齢、保育所等の利用にかかわらず無料とします。

第1子の園児は、支給認定区分（標準又は短時間）、世帯の所得状況に基づき、保護者が居住する市が定める額を負担していただきます。

月の途中の入退園の場合、利用者負担額（保育料）の月額を日割計算して徴収させていただきます。

(2) 時間外保育料

対 象		時 間 区 分	料 金
小規模保育事業を利用する方	保育標準時間	午後6時から午後7時まで	1回200円
	保育短時間	午前7時から午前8時30分まで	1回200円
		午後4時30分から午後6時まで	1回200円
		午後6時から午後7時まで	1回200円
一時預かり事業を利用する方	午後6時から午後7時まで	1回200円	

9 支払方法

以下の方法でお支払いただくようご協力をお願いしています。

- ・口座振替払 保育料、時間外保育料

※口座登録のない方については、納付書でお支払いしていただきます。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（選考）

利用定員を超える申込みがあった場合は、保育が必要な程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるように調整します。

(2) 利用の終了

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ア 待機児童園を利用しようとする者が静岡市待機児童園条例第4条に規定する保育の対象でなくなったとき。
- イ その他、市長が利用を不相当と認めるとき。

11 緊急時の対応

保育中に、子どもの体調の急変等が生じた場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をするとともに、嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 非常時の対策

(駿河)

管轄する警察署	(静岡南) 警察署 石田中村町交番
消防計画	令和5年11月策定・届出済(駿河消防署)
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施
避難場所	南部小学校
園児の引き渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園または避難場所で直接保護者に引き渡し また、大型台風の接近や上陸等の影響により、警戒レベル3以上 上 が、待機児童園の所在するエリアに発令された場合は、原則臨時休園とします。 ※大型台風の接近等により、大雨・暴風警報が発表された場合等は、市内全域、静岡市南部・北部、地区全域に警戒レベルが発令される場合もあります。

13 傷害保険等の加入

園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入しています。

保険の種類	民間傷害保険
掛け金	全額公費負担
給付金額	死亡・後遺障害 130万円 入院日額 1,800円 通院日額 1,200円

14 虐待の防止のための措置

待機児童園では、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、園長を虐待防止に関する責任者として定め、職員に対して定期的に研修を行います。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

園に関する要望や苦情については、苦情受付担当者又は苦情解決相談委員にご相談ください。

苦情解決責任者(令和6年度)	駿河園長 青山 倫子
苦情解決相談委員(主任児童委員)	花村 靖乃、金子 郁乃

※苦情解決相談委員は、任期終了後、変更があることをご承知おきください。

16 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園又は転園に際しては、その後の連携施設その他の施設等における保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を連携施設その他の施設に提供します。

17 内容の変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします